**妊産婦育児等支援サービス利用費助成事業　Q＆A**

Q1.助成対象者の条件とはどのようなものか

　新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、実家等から支援が得られないということが第一条件となります。※

上記に加えて、支援サービスの利用日及び助成金の交付申請の日に伊勢市に住民票があり、妊婦または産婦（出産の日から満3か月に至るまで）が対象者です。

※里帰りをするつもりだったが感染拡大の影響で里帰りできない、親に持病があり新型コロナウイルス感染が心配で支援に来てもらうことができないなどが想定されます。

Q2.サービス事業所の指定はあるのか

　サービス事業所の指定はありません。健康課に連絡をいただければ、支援していただける民間のサービス事業所をいくつか紹介することができます。

　サービス事業所により、利用料金は異なります。

Q3.助成対象サービスの内容はどのようなものか

①家事に関すること

　食事の準備及び片付け、衣類の洗濯、居室等の掃除（大掃除は除く）、生活必需品の買い物、その他必要な家事及び生活環境の整備

②赤ちゃんに関すること

　調乳の介助、おむつ交換、沐浴の介助、その他必要な育児

※サービス事業所により、支援できる内容が異なりますので、事前にご確認ください。

※赤ちゃんのきょうだい（兄・姉）の支援については対象外となります。

Q4.サービス利用時間の制限はあるのか

　利用時間の制限はありません。サービス事業所と相談の上、利用時間を決めてください。1日の中で、午前に1回、午後に1回利用された場合は、利用回数は2回となります。

Q5.助成できる回数と金額はどれくらいか

①助成回数

　妊産婦が属する1世帯当たりの上限は月8回です。

②助成金額

　1回の上限は5,000円です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和2年8月現在